

第七号の様式(第十六条関係)

(A4)

複数枚になる場合は、1枚目のみの記入で可

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表
(第一面)

届出時の免許番号 **東京都知事(●)第●●●●号**

商号又は名称 **新宿不動産株式会社** 基準日 **令和●●年3月31日**
氏名(法人にあっては、代表者の氏名) **新宿 太郎**

第7号様式に記載の基準日と一致

1 住宅販売瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

整理番号	販売新築住宅の名称	販売新築住宅の所在地	販売新築住宅の住戸番号	買主の商号、名称又は氏名	引渡日	単独販売		共同販売		法第11条第4項に規定する書面に負担の割合が記載された宅地建物取引業者		
						床面積55㎡超の住戸	床面積55㎡以下の住戸	床面積55㎡超の住戸	床面積55㎡以下の住戸	免許番号	商号、名称又は氏名	販売瑕疵負担割合
1	西新宿マンション	東京都●●区●●町 ○-○-○	101号室	都庁 三郎	R●.10.		1	0.5				
2	西新宿マンション	東京都●●区●●町 ○-○-○	203号室	東京 四胡花子	R●.12.2							
3	東京マンション	東京都▲▲区▲▲町 △-△	A号室	西新宿 一郎	R●.10.31							
4	関東アパート	東京都■●区■●町 □-□	101, 102, 201, 202	大江戸 次郎	R●.3.31							
合計						800	60	30	137	76.2	200	60

共同販売を行った場合は共同売主について記載

各住戸ごとに、該当する数字を入力

次頁「記載の仕方」を参照

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売新築住宅の住戸番号」の欄は、販売新築住宅が共同住宅又は長屋の場合にのみ記載するものとする。
- 注3 「販売瑕疵負担割合」とは、令第6条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注4 「合計」の欄は、各列の戸数の合計を記載するものとし、各面が複数頁にわたる場合には各面の最終頁に記載するものとする。

各列ごとの合計を記載(複数枚になる場合は、最終ページに記載)

(第二面)

2 住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について
(全て供託のため省略)

<記載の仕方>

第7号の2様式は、以下のとおり記入してください。

- ・ 実際に引き渡した住戸ごとに記入してください。
- ・ 分譲マンションについては、マンションごと、住戸別にまとめて記載してください。
- ・ アパート等の共同住宅一棟を売買した場合の「販売新築住宅の住戸番号」欄についても、引き渡した住戸の部屋番号を記載してください。

「～」を用いることも可能ですが、用いる場合は、階層ごとに分けて記載の上、除く部屋番号が明確に分かるように記載してください。

例) 101、102、103、105、201、202、203、205号室があるアパート一棟を引き渡し、「～」を用いて記載する場合

➡ 101～105、201～205 (104、204を除く)

- ・ 当該住戸について、共同販売により負担割合の定めがある場合や55㎡以下の住戸の場合は、1行ごとに計算してください。